

■改正耐震改修促進法(H25.11.25施行)に係る届出等の提出書類一覧表

平成26年9月29日作成
延岡市建築指導課

	① 要安全確認計画記載建築物及び 要緊急安全確認大規模建築物の 耐震診断結果の報告	②耐震改修計画の認定			③地震に対する安全性の認定(表示制度)					④区分所有建築物の認定		
		※2 耐震関係規定に適合さ せる場合	※3 耐震診断基準に適合させる		※2 耐震関係規定に適合している場合		※3 耐震診断基準に適合している場合			木造の建築物又は 木造を含む建築物	木造を含まない建築物	
			木造の建築物 又は木造を含む建築物	木造を含まない建築物	検査済証無	検査済証有	木造の建築物 又は木造を含む建築物	木造を含まない建築物	検査済証有			
法の根拠条項	法第7条又は法附則第3条	法第17条第3項			法第22条第2項					法第25条第2項		
省令で定められた 様式・提出書類	省令の根拠条項	省令第5条第4項、 省令附則第3条	省令第28条第1項	省令第28条第2項		省令第33条第1項		省令第33条第2項第1号			省令第33条 第2項第2号	省令第37条第1項第3号
	様式	1号様式又は21号様式	5号様式	5号様式 6号様式	5号様式	12号様式	12号様式	13号様式 6号様式	13号様式	12号様式	17号様式 6号様式	17号様式
	付近見取り図	—	要	— ※4	— ※4	要	—	—	—	—	—	—
	配置図	—	要	— ※4	— ※4	要	—	—	—	—	—	—
	各階平面図	—	要	— ※4	— ※4	要	—	—	—	—	—	—
	基礎伏図	—	要	— ※4	— ※4	要	—	—	—	—	—	—
	各階床伏図	—	要	— ※4	— ※4	要	—	—	—	—	—	—
	小屋伏図	—	要	— ※4	— ※4	要	—	—	—	—	—	—
	構造詳細図	—	要	— ※4	— ※4	要	—	—	—	—	—	—
	構造計算書	—	要	※判定書写し添付で、 不要とする。	※判定書写し添付で、 不要とする。	要	—	※判定書写し添付で、 不要とする。	※判定書写し添付で、 不要とする。	—	※判定書写し添付で、 不要とする。	※判定書写し添付で、 不要とする。
	検査済証	—	—	—	—	—	要	—	—	要	—	—
	議事録の写し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	要	要
	規則で定める書類	有	—	有	有	有	有	有	有	有	有	有
規則(細則)の条項	細則第3条	—	細則第4条	細則第4条	細則第5条第1項第1号	細則第5条第1項第2号	細則第5条第2項	細則第5条第2項	細則第5条第3項	細則第6条	細則第6条	
規則(細則)で定める書類	※1 判定書の写し	要 ただし、階数が3以下の木造住宅については、市長が別に定める書類とする。 (経過措置) 細則施行日前に耐震診断を行った場合で、構造計算書を添付した場合は不要とする。	—	不要	不要	—	—	要 耐震診断の結果、地震に対する安全性が確認された建築物に限る。 ただし、階数が3以下の木造住宅については、市長が別に定める書類とする。	要 耐震診断の結果、地震に対する安全性が確認された建築物に限る。	—	要 ただし、階数が3以下の木造住宅については、市長が別に定める書類とする。	要
	耐震診断の判定書の写し	—	要	要	—	—	要 ただし、階数が3以下の木造住宅については、市長が別に定める書類とする。 (経過措置) 細則施行日前に耐震診断基準に適合する改修計画を作成し、工事着手した建築物は不要とする。	要 ただし、階数が3以下の木造住宅については、市長が別に定める書類とする。 (経過措置) 細則施行日前に耐震診断基準に適合する改修計画を作成し、工事着手した建築物は不要とする。	—	不要	不要	
	耐震改修計画の判定書の写し	不要	—	要 ただし、階数が3以下の木造住宅については、市長が別に定める書類とする。	要	—	—	要 ただし、階数が3以下の木造住宅については、市長が別に定める書類とする。 (経過措置) 細則施行日前に耐震診断基準に適合する改修計画を作成し、工事着手した建築物は不要とする。	要 ただし、階数が3以下の木造住宅については、市長が別に定める書類とする。 (経過措置) 細則施行日前に耐震診断基準に適合する改修計画を作成し、工事着手した建築物は不要とする。	—	不要	不要
	構造計算書	①判定書の写し有の場合:不要 ②細則施行日前に診断済で判定書無の場合:要	—	判定書の写し有の場合:不要	判定書の写し有の場合:不要	—	—	判定書の写し有の場合:不要	判定書の写し有の場合:不要	—	判定書の写し有の場合:不要	判定書の写し有の場合:不要
	現況調査報告書	—	—	—	—	要	要	要	要	要	—	—
	耐震改修工事施工状況報告書	—	—	—	—	—	—	要 ※5	要 ※5	—	—	—
その他図面及び添付書類	・付近見取図 ※8 ・配置図 ・各階平面図 ・床面積求積図	—	・付近見取図 ※9 ・配置図 ・各階平面図 ・床面積求積図	・付近見取図 ※9 ・配置図 ・各階平面図 ・床面積求積図	・床面積求積図 ※9	・付近見取図 ※9 ・配置図 ・各階平面図 ・床面積求積図	・付近見取図 ※9 ・配置図 ・各階平面図 ・床面積求積図	・付近見取図 ※9 ・配置図 ・各階平面図 ・床面積求積図	・付近見取図 ※9 ・配置図 ・各階平面図 ・床面積求積図	・付近見取図 ※9 ・配置図 ・各階平面図 ・床面積求積図	・付近見取図 ※9 ・配置図 ・各階平面図 ・床面積求積図	
事務取扱要領の条項	要領第5条	要領第6条	要領第6条	要領第6条	要領第6条	要領第6条	要領第6条	要領第6条	要領第6条	要領第6条	要領第6条	
省令第5条第1項に該当することを証する書面	要 (経過措置) 平成25年11月24日以前に耐震診断を行った場合は不要とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
判定概要書及び耐震診断結果の概要を記した書面の写し	要 ただし、判定書の写しを提出した場合に限る	—	要 ※6 ただし、判定書の写しを提出した場合に限る	要 ※6 ただし、判定書の写しを提出した場合に限る	—	—	要 ※7 ただし、判定書の写しを提出した場合に限る	要 ※7 ただし、判定書の写しを提出した場合に限る	—	要 ただし、判定書の写しを提出した場合に限る	要 ただし、判定書の写しを提出した場合に限る	
その他市長が必要と認めた図書又は書面	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	

※1 「判定書」とは、既存建築物耐震診断・改修棟推進全国ネットワーク委員会の登録を受けた耐震判定委員会が技術指針事項(法第12条第1項)に基づき判定した書類をいう。

※2 「耐震関係規定」とは、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれの基づく命令若しくは条例の規定をいう。

※3 「耐震診断基準」とは、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準をいう。

※4 耐火建築物関係規定、容積率関係規定又は建ぺい率関係規定については法第17条第3項第3号の基準への適合性を示す必要がある場合には添付が必要となる。

※5 耐震改修の結果、地震に対する安全性が確認された建築物にあっては添付が必要となる。

※6 判定概要書と耐震改修計画の診断結果の概要を記した書面の写しを添付

※7 耐震改修の結果、地震に対する安全性が確認された建築物にあっては判定概要書と耐震改修計画の診断結果の概要を記した書面の写し

※8 事務取扱要領第4条第一号(別表3)に明示すべき事項を定めている。

※9 事務取扱要領第4条第二号(別表4)に明示すべき事項を定めている。